

令和 2 年 第 3 回 伊 佐 市 議 会 臨 時 会

提 案 理 由 説 明

○ 説 明 順

- 1 議 案 第 70 号 ~ 議 案 第 78 号 (降 壇)

令 和 2 年 11 月 24 日 提 出

伊 佐 市 長

令和2年第3回伊佐市議会臨時会の開会にあたり、議案第70号から議案第78号までについて説明申し上げます。

まず、議案第70号「令和2年度伊佐市一般会計補正予算（第8号）」について説明申し上げます。

今回の補正は、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の期末手当に要する経費について減額の措置を講じ、教育費につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、小学1年生から小学3年生までの児童へ1人1台タブレット等の整備に要する経費について新たに措置しております。

これらの財源につきましては、繰入金をもって充当しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,656万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221億7,623万2千円とするものであります。

次に、議案第71号「令和2年度伊佐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第72号「令和2年度伊佐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、

議案第73号「令和2年度伊佐市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、

議案第74号「令和2年度伊佐市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」及び

議案第75号「令和2年度伊佐市水道事業会計補正予算（第2号）」について説明申し上げます。

これらの会計につきましても、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当に要する経費について、減額の措置を講じております。

次に、議案第76号「伊佐市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、

議案第77号「伊佐市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、及び

議案第78号「伊佐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明申し上げます。

本件につきましては、国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の期末手当に関し、所要の改正を行うものであります。

以上、議案9件についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

——— 降 壇 ———